

AHRC NEWS LETTER

電話番号：03-4283-0082

2020年2月 制作・発行 AHRC事業協同組合 <http://ahrc-bc.com>

1 新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）

Q：湖北省への渡航歴がある方が新型コロナウイルスに感染した可能性がある場合、休業手当の支払いが必要ですか。

A：14日以内に湖北省への渡航歴がある方あるいはこれらの方と接触された方が、咳や発熱などの症状がある場合には、あらかじめ保健所に連絡のうえ、速やかに医療機関に受診し、その指示に従ってください。

なお、医療機関の受診の結果を踏まえても職務の継続が可能である方について、**使用者の自主的判断で休業させる場合には**、一般的に「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、**休業手当を支払う必要があります**。

詳細は厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」をご参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

2 特定技能に関する国内試験の受験資格の拡大産業別の実態

これまでは国内受験は、中長期在留者及び過去に中長期在留者として在留していた経験を有する方などに限られ、過去に日本に中長期在留した経験がない方などは、受験が認められていませんでした。令和2年4月1日から、在留資格「短期滞在」をもって本邦に在留する方でも国内試験の受験が可能（中長期在留歴がなくても受験可能）となります。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00135.html

3 技能実習手帳が新しくなりました

新しい技能実習手帳ではここ1年での法改正や注意喚起事項が追記されています。技能実習機構で無料配布しています（郵送の場合は送料負担必要）。HPからダウンロードも可能です。
<https://www.otit.go.jp/files/user/200205-3.pdf>

4 建設関係職種等に係る技能実習の新たな受入れ基準

新基準は今年から適用されています。

①建設キャリアアップシステムの利用と登録が必須

②給料は月給制

③人数枠の制限が追加され、日本人の常勤職員数を超えた受け入れ不可（優良な組合と優良な実習実施者は制限なし）

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000119.html